

◇会費に関する規程

東北エネルギー懇談会規約第18条の会費を次のとおり規定する。

第1条 会員は毎年会費（機関誌購読料を含む）を納入しなければならない。

第2条 会員の負担する会費は、次のとおりとする。

① 法人 1口 11,000円 1口以上

② 団体 1口 3,000円 1口以上

ただし、地域組織を通じて加入した会員の会費は、その地域組織の定めるところによる。

第3条 会費は原則として毎年定時総会終了後にこれを徴収する。一度納入された会費は返戻しない。

第4条 分担金、寄付金は本会の趣旨に賛同する団体、法人の納入する金額とする。

第5条 その他収入は事業費、預金利子などの金額とする。